

# 国際人権規約と日本の差別

村 越 末 男

一、  
国際人権規約と部落地名総鑑に関する陳情のために、国連日本代表部（ニューヨーク）を訪問したのは、一九七六年秋のことであった。すでに国際人権規約は三五ヶ国の批准を経て世界的に効力を発し（三月二三日）ていた。私の国際人権規約に関する要請にたいし、応対した広報担当官は「私は人権関係には暗うございませうから、一寸お待ち下さい」といって、人権担当官を呼ばれたのであった。彼は私の陳情にたいし「国連は百五〇ヶ国も参加していますので、五〇番目でも早い方です」と笑いながら答えたのである。それは全く他人事という感じであった。重ねての私の要請にたいし、彼は「昨年も、日本からも喧し屋の小母さん連中がようけ参加して、メキシコ市でがやがや言っていたが、何の事になるこっちゃあない。」と言ったのであ

には悪いくせがある。日本の恥を世界にさらして、外国の力を利用して、政府を転覆せんとする不逞の輩がおる」と言い放ったものであった。

大阪において「国際人権規約批准促進大阪府民会議」が結成され（一九七七・三・二三）幹事長を仰付かっていらい、外務省等に何回か陳情した。幸いにして国際的潮流と国内世論の高まりによって日本政府もニューヨーク国連本部において署名し、ついに国会議決により、批准国となったのは一九七九年九月二一日である。世界第六〇番目という次第であった。しかも「市民のおよび政治的権利に関する国際規約についての撰択議定書」は、最初から保留したままであり、その他公務員の団結権、後期高等教育における無償化、日曜祭日労働についての賃金の支払等重要問題を保留したままであり、消防官についても警察官同様とみなすという解釈宣言をわざわざ出しているのである。

こうした政府の人権に関する国際的怠慢と遅滞は一八におよぶ国連の關係する人権条約のうち、わずか二つしか条約を批准していなかった事にも表現されているのである。さらに昨年七月コペンハーゲンにおける「女性にたいするあらゆる形態の差別撤廃条約」の署名式にたいして、日本政府は最後の最後まで、署名をしないという、消極的姿勢をとりつづけていたのである。幸いにして、高橋女性大使

る。私は咄嗟に判断できなかった。一九七五年メキシコ市における国際婦人年世界大行動の大会が行れた事を想い起こしたのはしばらくしてからであった。呆れた後、私は話題を「部落地名総鑑」問題に転じた。被差別部落の詳細な調査が重ね合わされて印刷されたその書物は、対象者の戸籍謄本などと照合することによって、簡単に部落民か否かが判明するものであった。製造、販売、購入者が一致して求めることは、その「部落地名総鑑」を使って、部落民を採用しないこと、中枢に据えないこと、そして結婚を妨害することであった。この重大な人権侵害と差別の書物に示されるごとく、部落民に対する差別は誠に、日本における最大の社会問題である。早急に、克服すべき国民的課題であるから、国際的世論に訴えて、日本政府が一日も早く、この問題を解決して頂くよう御協力を御願いしたいと訴えたのである。すると担当官は、「明治維新らしい、日本人

をはじめ故市川房枝女史など、女性解放の圧力の中で、署名は終えたものの、日本に於ける厳しい女性差別の現実を生きつづけているのである。現在、国籍法における父系主義、即ち日本女性が外国人男性と結婚をした場合、日本国籍が、自動的にその子に与えられないために、現実に無国籍の児童生徒が生ずるといふ事態が在るのである。日本の教育カリキュラムの中で、何故、女子生徒にのみ家庭科は必須とされ、男子生徒は撰択制となっているかの合理的説明はできないのである。さらに生活保護における支給費の男女差別も合理的説明は不可能なのである。女性差別は、労働の機会において、家制度下の社会的生活において、すべての面で日本の克服すべき現実的問題と言わなければならぬのである。それを法律的に表象するものは、日本の象徴たる天皇の皇位継承に関する「皇室典範」の条文である。第一条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」のであって明確に性の差別は条文化されているのである。

## 二、

ところで、第二次大戦後、国際連合憲章と国連の組織は大きく世界的なものとなった。そして、人類の平和と人権の確立への祈願はますます拡大し、現実的なものとなって

きていたのである。特に人権に関しては、当初から国際人権章典の作成が企図されたのである。その過程で国家にたいする法的拘束力をもたない一九四八年の世界人権宣言が出されるに至った。言うなれば人権章典の総論部門である。さらにこの宣言を各論化し、各国に法的拘束力をもつところの国際人権規約が国際条約として採択されたのが一九六六年一月二十六日の第二回国連総会であった。この「国際人権規約」は「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」および「市民的および政治的権利に関する国際規約」とすでに記した「市民的および政治的権利に関する国際規約」についての撰択議定書」の二つの人権規約と一つの議定書の三つの条約の総称である。一言で言っても二〇世紀人類英智の結晶とまで言われる。第二次大戦までの悲惨な人類の争いと殺戮への深い反省と民族の自決自由、基本的人権への志向があった。とくに内外人平等の原則が明らかにされたことは、在来、国籍の如何によって国権によって左右された人権が、大きく、人として人類の一員として基本的人権を保障されるための飛躍的發展ともいえよう。さらに戦争宣伝の法律的禁止、レインズム(差別主義)の煽動の法律的禁止の要求も、人類と国家の未来が差別のない、平和で自由平等な人権擁護の課題をもつことを条約的に明らかにしたものである。

理と国際人権規約は、こと平和主義と民主主義と基本的人権主義においては完全に一致するのである。ここにおいて改めて強調しなければならないのは、戦争を宣伝煽動し、実行する自由、他人の人権を侵害し、差別を宣伝煽動しこれを組織する自由は断じて存在しないということである。これは断じて存在せしめてはならない自由である。

### 三

ところで、不充分ながらも日本は国際人権規約の批准国となり二ヶ年が経過した。一九八〇年一月二〇日、政府は市民的及び政治的権利に関する国際規約第四〇条に基づく報告を出した。一言でいえば「本規約に言及されるほとんど全てのものは日本国憲法によって保障されている。」「さらに、本規約に含まれるが憲法に含まれていない権利はすべて法令に規定されている。」「という態度である。全く日本国民の現実を無視し、観念的法の理解を示し、国際的傲慢そのものを示したものと見える。かつて敗戦後日本は最早、民主化したという考えが横行した時期があったが、日本は正に言霊の幸わう国である。日本国憲法が生れ、法律制度が民主化されたことをもって即日本社会の現実がそのように変化したと言ふことの誤りは明らかであるが、日本国政府官僚の頭は不変のようである。

ところで、日本国家は第二次大戦の責任を明らかにし、大日本帝国憲法を日本国憲法に改正した。それは天皇主権を否定し、「主権は国民に存する」とする重大な主権の交替を明示するものであった。そして「天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」「ものとなったのである。

そして「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために」定められた国事に関する行為を行うこととなったのである。そして「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」戦争の放棄(武力の不行使・戦力の不保持、国の交戦権の否認)を定めたのである。そしてすべての基本的人権の享有を保障し、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」としたのである。しかし現実の状況はどうであろうか。国際人権規約批准促進の陳情に対し、某人権擁護局長は「国際人権規約にある戦争宣伝の法律的禁止と人種差別主義の法律的禁止は日本国憲法に定める言論の自由に抵触する」と言ったのである。この人権に関する観念的理解、または曲解が、国際人権規約批准のネックとなり怠慢の言訳となっていたのである。我々の批判攻撃の中で、その後政府はその局長を更迭し、その解釈を改め批准にふみ切ったのである。日本国憲法の原

その第一にすでに述べた女性差別の問題がある。女性は就職時に差別され、初任給において、企業における教育訓練において、昇進において、日常の仕事、職域において、結婚、妊娠、出産、職場結婚に際して退職強制などの差別をつけ、さらに定年制において差別を受ける場合が多いのである。そのため男女賃金の隔差は一〇対六と言われる程に低い水準におかれているのである。最賃法の枠外に置かれる状況が少くはない。政府は法がかくかく定められていると公言することよりも、法の定めにもかかわらず、かくかくの差別実態が在る事を認識し、これを克服する努力を表明すべきなのである。

第二に身心障害者の問題がある。今年「国際障害者年」にあたり「完全な社会参加と平等」が統一テーマとされ国際的統一行動がなされているが、日本の現実には、障害者の歩行や車椅子の進行、エレベーター、建造物、街々の至る所に障害がつくられ、残されたことに象徴されるごとく生きたままなのである。教育の現実、労働の現実すべては差別の厳しさのみがあらわれているのである。この実態の把握と克服の道が示される事によってはじめて政府は世界にたいして己れを誇示できるのである。

第三にアイヌ民族の問題がある。「一九七二年当時では、アイヌの高校進学率は約四七％です。現在でも六〇％

にはとどいていないのではないかと思います。全国平均九三〇とはかなりの差があります。生活保護受給率は一般の五倍、地域によっては七倍あり、失業率にいたっては二ヶタという惨たる状態です。職業分野についても、観光事業に従事している人が多いと一般に思われがちですが、実際は、観光事業に従事しているのはわずか七〇%で、一番多いのが農業、漁業の第一次産業、しかも零細漁業ばかりです。日雇が第三位、それ以外の職種はみな一ヶタ台のひじょうに少ない数字になっています。差別の実態についても、結婚、就職はいうまでもなく、ありとあらゆるところで、きびしいものがあります。」(「日本における差別と人権」(成田得平氏)部落解放研究所編P74)という状況にあるのである。こうして侵略し同化して差別する状況は日本の歴史と今日に貫徹するのである。

第四にこの状況が在日韓国・朝鮮人の被差別の実態に明らかなのである。差別の最も深刻で本質的社会現象である失業現象は六七万人と言われる在日韓国朝鮮人に顕著である。「法務省の入管当局が『入管白書』の中で発表した資料によると、無職または職業不詳となっている者が四〇万人近くおり、子ども・老人など働く能力を有しない者を除いたとしても、全体の半数が職をもたないか、定職についていないことを示しています。そして残りの二五万人の

数者・弱者、被差別者に対して行なわれているのである。

そうした差別に於いて最も典型的実態を示すものが部落差別(同和問題)の現実である。一九六五年日本国政府の諮問機関・同和对策審議会の答申は次の如く述べている。「いままでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」としたのであった。この答申に基いて「同和」対策事業特別措置法は一九六九年より一〇ヶ年の時限立法として公布施行された。以来十ヶ年の時限立法は三ヶ年の延長を見て、一九八二年三月末の期限切れを目前にしている。十三ヶ年にわたって、政府の同和事業に投入された予算は一兆五千億近くになっている。地方自治体の関係予算を合算すれば、その二倍余となるであろう。たしかに被差別部落の環境改善は大きく進歩した。しかし、その面においてすら具体的恩恵を受けた地区は半数にとどまるのであり、多くの少数散在部落や部落解放運動の存在しない地域では、全く放置されたままに在るのである。政府は一干に余る被差別部落の実態すら把握していないのである。さらに、同和对策事業費の負担を、答申と特別措置法の精

とも、そのほとんどが自由業または単純労働者です。こうしたおおまかな数字だけからもわかるように、在日韓国・朝鮮人がいかに働く機会に恵まれていないか、また働けたとしても、自分の希望する職業を選択する機会が否定されているかが推定できます。」(金東勲氏・前掲書P28)という如く、国際人権規約に定める「この規約の締約国は、労働の権利を認めるものとし、この権利を保障するため適当な措置をとる。この権利には、すべての者が自由に撰択し又は承諾する労働によって生計を立てる機会を得る権利を含む」とい規定とは程遠いのである。しかもこれら差別によって働く権利を奪われた在日韓国・朝鮮人に対する社会保障もこれもまた差別的なのである。「最も多くの自治体が適用しているのは国民健康保険ですが、これさえ三、二五七ある自治体のなかの九五自治体にすぎません。そして前に触れた国民年金は『ゼロ』です。」「国際人権規約を批准してはや一年が過ぎたというのに、国民年金の被保険者資格を定住外国人に認めようとしません。国民年金法が被保険者資格者を『日本国民』としていることは、外国人を積極的に排除するものです。」(前掲書P34)という実態が在るのである。

このような差別という人権侵害は沖縄県民に対しても、原爆被爆者及びその子孫に対しても、その他さまざまな精神に反し、地方自治体に押しつけたため、市民の差別意識は顕在化し煽動され、被差別部落への憎悪と分裂の状況はむしろ激化しているのである。教育における格差も全般的水準の向上により縮小されてきたが、実態はなお深刻である。とくに高校における学力の隔差、停学、退学等非行、低学力に伴う隔差は不況・インフレの進行とともに増大の傾向を示している。大学進学の間隔は一層甚しく一般平均三八%に対し、二〇%にも達しない状況がある。こうした教育の落差は激しい競争により一層加重されるとともに試験による敗北となり就職の機会を失う結果となっているのである。加えて陰湿な差別は九種類も発見されている「部落地名総鑑」などによって積極的に部落民を就職の場から排除しているのである。二一九社に達している部落地名総鑑の購入者は氷山の一角である。安田信託銀行の如く、これを購入し、コピーし、支社に配布して、具体的に身許調査に使用して、部落出身者を不採用にしたと認める企業は正直な例外となっている。このために部落の失業率は日本国民平均二・二%内外に対し、約十倍の高率を示しているのである。もとより貧困と教育水準の低さは循環せざるをえない。こうした現実がまた差別観念の強化と肯定につながるのである。日本の封建的家制度と階級制度はこうして具体的な部落差別の持続に成功しているのである。結婚の

差別による自殺の悲劇もあとを断たない。

このような重大な人権侵害の社会問題を抱えながら政府自民党の姿勢は誠に消極的であり、かつ反動的である。一九七八年、同和对策事業特別措置法三ヶ年延長に際し、①同和问题の実態の把握と法の総合的改正、②自治体超過負担の解消、③国民啓発の強化が附帯決議されているのであるが政府は何一つ積極的な施策をしようにしなかったのである。自民党総務会に至っては同日、この法の再延長をしないという決定をして居るのである。今日、同和对策事業特別措置法の期限切れを来春一九八二年三月末日の目前にひかえ、自民党員を加える過半数の国会議員がこの法の延長に賛成し、一二〇〇を超える自治体がこれを要求するに至っても政府自民党は、この法の延長について未だに態度を明確にしないのである。そののみか、法の打ち切りを公然と口にする者さえあらわれているのである。

#### 四、

加えて政府自民党は行政改革に名を借りて国民全般に対する収奪と支配の強化を、福祉予算の切捨てと、人権の制限と縮少、圧迫という形で実行しつつある。国際人権規約の平和人権の理念と条文に反し、日本国憲法の原理を破壊し、憲法改悪の日程を明らかにしつつあるのである。日本

は今日、急激な勢いで、軍事予算を増大し、軍備を強化し、軍事工業の発達と兵器の生産、外国への販売を企図している。当然のことに、軍国主義イデオロギーと偏狭な愛国心教育が、具体的に教科書の中に盛り込まれようとしているのである。内外人平等の思想どころか、偏狭な民族主義と排外的思想は、在日韓国・朝鮮人への攻撃となり、すべての差別心を煽動組織する方向に動いているのである。戦争とレイシズム宣伝にたいする法律的禁止は今日の具体的な必要事である。このような差別の厳しい現実を前に、有名な宗教家、町田宗夫曹洞宗宗務総長(当時)のごとく第三回世界宗教者平和会議(一九七八・プリンストン)において、「日本には部落差別はもはやない、一部の者が騒いでいるだけだ、日本国の恥になるから部落問題という言葉を削除してくれ」と再三主張し、ついに世界の宗教者の部落問題に対する注目と解決の課題を消滅させる人があらわれた。また東大社会科学研究所教授有賀弘氏は本年二月ベルリン自由大学における国際シンポジウムに於て、ウィーン大学日本学研究所マーチン・カネコ氏の同和问题に関する研究発表にたいして、「日本にはもうマイノリティとしての部落問題は存在しない。在ったとしてもそれは西日本の問題である。現に私の妻は部落出身であるが、本人もその事を知らない、私の妹も長野県に居るが、部落が何処

かも知らない、このように問題は何も無い」「部落というのは村落という意味だ」「日本共産党と部落解放同盟が争っているのは金の問題だ、勝った方に同和对策予算が流入るからだ」と言うような意味の発言によってマーチン・カネコに対する散々な反対をしたのである。町田氏、有賀氏は事実の追及に対し、これを認め、一応の自己批判はしているが、新しく宗教教団及び大学の差別の実態は次々と暴露されつつある。

日本政府の国連に対する報告も全く右のような状況を示している。無意識か意識してか人権侵害と差別の実態から目をつむり、憲法と法令の文字を羅列することによって、己れの正しさを誇示し、差別の現実を覆い隠すということである。それが町田氏や有賀氏、国連日本代表部職員の中にみられる国権主義そのものであることは言うまでもない。軍国主義の拾頭に衣を覆った姿である。人権の論理、平和の論理に立ち返り、撰議定書の批准をはじめ、公務員の団結権、高等教育の無償化、日曜祭日の賃金支払等国際人権規約を完全に批准させ、消防官の警察官同様という解釈宣言は取消させなければならぬ。そして国連によって決定されたすべての人権条約、差別撤廃条約を批准させ、実現させることは日本国民の今日の課題である。今日世界的に拾頭しはじめているネオナチズムとレイシズムを

防止し、戦争を阻止することは正に人類史の当面する緊急の課題なのである。

一九八一・一一・九